



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年4月10日火曜日 第1851号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定肢体不自由児施設の指定.....	451
指定重症心身障害児施設の指定.....	451
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	451
肥料登録有効期間の更新.....	451

漁業免許の内容等の公示.....	452
建設業者の営業の停止命令.....	454

正 誤

平成18年11月28日付け第1816号監査公表第35号中.....	454
-----------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第719号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により、次のとおり指定肢体不自由児施設を指定した。

平成19年4月10日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定肢体不自由児施設の設置者			指定肢体不自由児施設		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	
3851500011	愛媛県	松山市一番町四丁目4番地2	加戸守行	愛媛県立子ども療育センター	東温市田窪2135番地	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第720号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により、次のとおり指定重症心身障害児施設を指定した。

平成19年4月10日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定重症心身障害児施設の設置者			指定重症心身障害児施設		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	
3851500029	愛媛県	松山市一番町四丁目4番地2	加戸守行	愛媛県立子ども療育センター	東温市田窪2135番地	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第721号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年4月10日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811500119	愛媛県	松山市一番町四丁目4番地2	加戸守行	短期入所	愛媛県立子ども療育センター	東温市田窪2135番地	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第722号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成19年4月10日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成25年4月9日	愛媛県第1211号	魚かす粉末	ナンカイ魚粕粉末760	窒素全量7.0 りん酸全量6.0	公定規格のとお	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津二丁目20番38号
平成25年4月9日	愛媛県第1212号	魚かす粉末	ナンカイ魚粕粉末860	窒素全量8.0 りん酸全量6.0	公定規格のとお	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津二丁目20番38号

○愛媛県告示第723号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、
区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成19年4月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 伊区第14号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西宇和郡伊方町二名津地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ、イB及びB Aの4直線によって囲まれた区域。ただし、最大低潮時海岸線から50メートルの区域を除く。

基点 A 西宇和郡伊方町二名津牛鬼箸

B 西宇和郡伊方町二名津イケの鼻

点 ア Aから西宇和郡伊方町明神漁港第1防波堤北端見通し200メートルの点

イ Bから西宇和郡伊方町明神漁港第3防波堤突端北端見通し150メートルの点

ウ 地元地区 西宇和郡伊方町三崎地区

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(2) ア 免許番号 燧特区第137号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 今治市宮窪町鶴島北部地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 今治市宮窪町鶴島唐崎から海岸沿い西へ270メートルの標識

点 ア Aから0度130メートルの点

イ Aから0度240メートルの点

ウ イから270度120メートルの点

エ アから270度120メートルの点

ウ 地元地区 今治市宮窪町

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(3) ア 免許番号 燧特区第138号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 今治市伯方町北浦小田小坂地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 今治市伯方町北浦ワシイワ山頂

点 ア Aから273度680メートルの点

イ アから伯方町伊方前浜港築港突端見通し400メートルの点

ウ Aから273度1,120メートルの点

エ Aから281度740メートルの点

ウ 地元地区 今治市伯方町

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(4) ア 免許番号 燧特区第139号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌4月30日まで

(イ) 漁場の位置 越智郡上島町魚島地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町魚島俵崎

B 越智郡上島町魚島小崎鼻

点 ア Aから10度700メートルの点

イ Bから37度850メートルの点

ウ イから10度1,000メートルの点

エ Aから10度1,700メートルの点

ウ 地元地区 越智郡上島町魚島

エ 制限又は条件

(ア) 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。

(イ) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(5) ア 免許番号 燧特区第140号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から 翌4月30日まで

(イ) 漁場の位置 越智郡上島町高井神島地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町高井神島宮ノ越鼻

B 越智郡上島町高井神島東防波堤突端

点 ア Aから55度850メートルの点

- イ Bから87度 650メートルの点
- ウ イから90度 1,100メートルの点
- エ アから90度 1,100メートルの点
- ウ 地元地区 越智郡上島町魚島
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
 - (イ) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
 - (ウ) 操業にあたっては水底電線に支障を及ぼしてはならない。
- (6) ア 免許番号 燧特区第141号
- イ 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで

- (イ) 漁場の位置 越智郡上島町高井神島地先
- (ウ) 漁場の区域
 - アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域
 - 基点 A 越智郡上島町高井神島三角落(くずれ)
 - 点 ア Aから55度 630メートルの点
 - イ Aから83度 1,520メートルの点
 - ウ イから345度 300メートルの点
 - エ アから345度 300メートルの点
- ウ 地元地区 越智郡上島町魚島
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
 - (イ) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
 - (ウ) 操業にあたっては、水底電線に支障を及ぼしてはならない。
- (7) ア 免許番号 伊特区第25号
- イ 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 松山市怒和島地先
- (ウ) 漁場の区域
 - アイ、イオ、オカ及びカアの4直線に囲まれた区域並びにイウ、ウエ及びエイの3直線に囲まれた区域
 - 基点 A 松山市怒和島伊予崎小島島頂
 - B 松山市怒和島宮浦八幡神社鳥居の中央
 - 点 ア Aから剣崎鼻見通し50メートルの点
 - イ Aから剣崎鼻見通し150メートルの点
 - ウ Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し430メートルの点
 - エ Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し330メートルの点
 - オ Aから144度 210メートルの点

- カ Aから175度 140メートルの点
- ウ 地元地区 松山市元怒和
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (8) ア 免許番号 伊特区第26号
- イ 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あわび・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 西宇和郡伊方町明神地先
- (ウ) 漁場の区域
 - Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域
 - 基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端
 - B 西宇和郡伊方町明神漁港第3防波堤突端北端
 - 点 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノ口見通し150メートルの点
 - イ Bから西宇和郡伊方町二名津ウナイ浜の鼻見通し150メートルの点
- ウ 地元地区 西宇和郡伊方町三崎地区
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (9) ア 免許番号 宇特区第396号
- イ 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 西予市明浜町田之浜地先
- (ウ) 漁場の区域
 - アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域
 - 基点 A 西予市明浜町田之浜西防波堤(旧防波堤)南側付根から150メートルの標識
 - B 西予市明浜町田之浜西国道電話線電柱タノハマ1401
 - C 西予市明浜町タノハマ西成護岸西側標識
 - 点 ア Aから148度25メートルの点
 - イ Aから148度175メートルの点
 - ウ Bから148度200メートルの点
 - エ Bから148度100メートルの点
 - オ Cから148度80メートルの点
 - カ Cから148度30メートルの点
- ウ 地元地区 西予市明浜町
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (10) ア 免許番号 宇特区第397号
- イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西予市明浜町田之浜地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 西予市明浜町田之浜東防波堤付根

B 西予市明浜町田之浜中防波堤付根から30メートルの標識

点 ア Aから213度90メートルの点

イ Aから213度250メートルの点

ウ Bから190度330メートルの点

エ Bから190度170メートルの点

ウ 地元地区 西予市明浜町

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

2 免許予定日

平成19年8月1日

3 申請期間

平成19年4月10日から平成19年7月10日まで

4 存続期間

(1) 区画漁業権

平成19年8月1日から平成26年3月31日まで

(2) 特定区画漁業権

平成19年8月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第724号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成19年4月10日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許 可 日 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所 の 所 在 地	営業の停止を命じた年月日	営業停止を命じた建設業の種類	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命じた原因となった事実
(般-17) 第11079号	平成17年 12月27日	有限会社 大親工業	大西 正親	松山市吉藤五丁目 7番17号	平成19年 3月29日	土木工事業 及び・土工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成19年4月10 日から平成19年 4月12日まで (3日間)	有限会社大親工業は、平成18年5月、松山市内のミカン農家から倉庫の解体工事を請負った際、当該農家の所有するミカン畑に産業廃棄物であるコンクリート殻等(約2,530キログラム)を不法投棄したとして、同年12月6日、廃棄物処理法違反により代表取締役及び従業員1名が松山区検察庁に起訴され、同月8日、松山簡易裁判所により、それぞれ罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

正 誤

○正 誤

平成18年11月28日付け第1816号監査公表第35号中

ページ	箇 所	誤	正
1011	(監査の結果) 6 (施設共同化資金貸付金償還金)表中 16年度「滞納繰越分」欄	9,332,779	9,322,779
1011	同表中 16年度「計」欄	9,332,779	9,322,779
1011	同表中 差引増減「滞納繰越分」欄	10,000	0
1011	同表中 差引増減「計」欄	10,000	0